広報にいつ

発行所　新津市役所
発行人　新津市役所
総務企画課
電話 大代表 (0)2111番
印刷所　坂爪印刷工業
毎月一回発行

人口動態
(昭和44年1月末日現在)

人口	57,008
世帯数	12,617

(1月中)

出生	80	死亡	44
婚姻	21	離婚	1
転入	152	転出	114
転居	140		

新しい都市計画

街路変更

用途地域を指定

当市の都市計画が、二月二十四日から新しい計画に変更されました。

この変更は今までの都市計画が昭和二十八年につくられたもので、急速な経済成長と産業構造、社会構造の変化により実情と合わない部分がいろいろでてきたため、一昨年以来、検討を重ねてきたのが、このほど建設大臣の認可によって決ったものです。

変更の主なものは、用途地域の指定、準防火地域の指定、街路計画の変更などですが、これらは、これからの新津市内の土地の利用についていろいろの側面につながる問題でもありますので、家屋の建築・土地の売買の計画をする場合は事前によく調べてください。

建築物の規制

用途地域に応じて

都市計画は、住みよいまちづくりのために、無秩序に亜食いなどを防止するために決められたものです。

そのため、用途地域ごとにいろいろな規制があります。

なお、既存の建築物はどうなるかという疑問があるかもしれませんが、現に建築されますので、市役所の都市計画課で、また、地域の指定、道路、下水などの不備のままに住みにくく街ができあがってゆく現象のことです。

この現象は、人口や産業が都市に集中する傾向が強いのに土地利用のコントロールがないために、工場や住宅が地価の動向に引き回されれ、そのときどきの計算づくで立地を選定するために起きるもので、結果的には社会全体に大きな損失を与えるるために決められたものです。

この現象は、既成市街地の周辺の農地山林などを無秩序に亜食で膨張し、道路、下水などの不備のままに住みにくく街ができあがってゆく現象のことです。

この現象は、人口や産業が都市に集中する傾向が強いのに土地利用のコントロールがないために、工場や住宅が地価の動向に引き回されれ、そのときどきの計算づくで立地を選定するために起きるもので、結果的には社会全体に大きな損失を与えるといわれています。

市街地が、既成市街地の周辺の農地山林などを無秩序に亜食で膨張し、道路、下水などの不備のままに住みにくく街ができ